# 省令

**○厚生労働省令第百四十六号**

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十七条第五号ホ⑵及び第百四十四条において準用する同法第五十九条の二第四項の規定に基づき、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月十二日　厚生労働大臣　加藤　勝信

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （社会福祉連携推進認定の基準）<br>**第四十条**　（略）<br>２～６　（略）<br>７　法第百二十七条第五号ホ⑵に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br>一・二　（略）<br>三　前二号に掲げる事項のほか、財産目録（社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第百七十七号）第十条第一号に規定する貸借対照表に対応する項目に限る。）を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないこと。<br>四　（略）<br>８・９　（略）<br>（最終事業年度における事業活動に係る収益の額の算定方法）<br>**第四十条の二**　令第三十三条第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉連携推進法人会計基準第十九条の第二号第一様式中当年度決算⑷のサービス活動収益計⑴欄に計上した額とする。<br>（報告方法）<br>**第四十条の十八**　法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。<br>一　電磁的方法<br>二　第九条第三号に規定する情報処理システムに記録する方法 | （社会福祉連携推進認定の基準）<br>**第四十条**　（略）<br>２～６　（略）<br>７　法第百二十七条第五号ホ⑵に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br>一・二　（略）<br>三　前二号に掲げる事項のほか、財産目録（法第百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録をいう。）を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないこと。<br>四　（略）<br>８・９　（略）<br>（最終事業年度における事業活動に係る収益の額の算定方法）<br>**第四十条の二**　令第三十三条第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第百七十七号）第十九条の第二号第一様式中当年度決算⑷のサービス活動収益計⑴欄に計上した額とする。<br>（報告方法）<br>**第四十条の十八**　法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法とする。<br>（新設）<br>（新設） |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。